随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）
2020.1.28

令和　元　年　12　月分

市長公室　　秘書広報課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月11日	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末機器賃貸借	株式会社南大阪電子計算センター	¥297,000		第3号適用
12月19日	東鳥取小学校及び上荘小学校コンフィグ再設定作業業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥198,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　１２月分

市長公室　人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

市長公室　危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月11日	いずみが丘地区フェンス設置工事	(株)寿土建	¥391,710	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

総務部　総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月1日	燃料（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン）	㈲嶋吉石油、丹羽石油	単価契約	○	
12月5日	公用車修繕	㈲森下自動車	¥67,100		第3号適用
12月23日	弁護士委託	弁護士法人　中央総合法律事務所	¥451,000		第3号適用
12月24日	燃料（軽油）	阪南石油	単価契約	○	
12月24日	燃料（灯油（ドラム、ローリー））	阪南石油	単価契約	○	
	以下余白				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

総務部　地域まちづくり支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該　当　な　し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　１２月分

総務部　行政経営室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　１２月分　　総務部　人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 元 年 12 月分　　市 民 部　市 民 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

市民　部　生活環境　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

市民部　はんなん浄化センターMIZUTAMA館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月6日	脱臭用次亜塩注入ポンプ取替修繕	水ingエンジニアリング㈱西日本支店	¥242,000		第1号適用
12月25日	自動ドア機器装置部品取替修繕	ナブコドア株式会社	¥495,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

市民部まちの活力創造課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月6日	阪南市地域就労支援事業に係る職業能力開発業務委託（就職支援のためのパソコン講座）	株式会社カミタ	¥330,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

市民部　　税務　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月27日	令和3年度固定資産税（土地）評価替えに係るゴルフ場鑑定評価に関する業務委託について	有限会社　アプレイザルカンサイ	¥122,980		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　12　月分

市民　部　資源対策　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月9日	可燃ごみ（生ごみ）・資源ごみ収集日程表	株式会社カンプリ泉州	¥246,950	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

福祉部　市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当無				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

福祉部　生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当無				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

健康部　介護保険課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

平成　元　年　12　月分　　健康　部　　保険年金　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　１２　月分

健康部　健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

こども未来部こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年12月分

こども未来部　　こども家庭課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）		財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　12　月分　　事業部　　事業総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

事　業　部　　農　林　水　産　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
12月2日	鷹によるムクドリ追い払い作業委託	(株)Green Field	¥225,500		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　12月分

事業部　都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１2月分

事業部　　土木管理室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月1日	交通安全対策施設（防護柵）設置工事（万葉台地区）	勇興業	¥555,720	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　１２　月分　　事業　部　下水道　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月13日	公共下水道取付管布設及び公共汚水桝設置工事（下出647-1）	ショウケン工業（株）	¥364,100		第1号適用
12月13日	公共下水道取付管布設及び公共汚水桝設置工事（尾崎町1丁目606-1）	ショウケン工業（株）	¥495,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年１２月分

農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　12月分　　部　会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年　12月分

議会事務局　　庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　12　月分

行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元年　１２月分　　生涯学習部　教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月4日	桃の木台小学校防球ネット補修工事	昭栄建設（株）	¥389,400	○	
12月13日	小学校校務用パソコンネットワーク等設定業務委託	（株）南大阪電子計算センター	¥297,000		第1号適用
12月27日	卒業証書用筒	（有）奥井商会阪南市支店	¥138,864	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　１２月分

生涯学習　部　学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　１２　月分　　生涯学習　部　学校教育　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　12　月分

生涯学習　部　生涯学習推進　室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元年　１２月分　　生涯学習部　　図書館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
12月16日	開館30周年記念イベント業務委託	株式会社　大阪共立	360,000円		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分　　生涯学習　部　尾崎公民館　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和元年12月分

生涯学習部　東鳥取公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　元　年　12　月分

生涯学習部　　西鳥取公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）